

三十七 第56条の3《計画造林準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第56条の3《計画造林準備金》関係</u></p> <p>(択伐又は間伐をした場合の積立て)</p> <p><u>56の3 - 1 措置法第56条の3第1項の規定により計画造林準備金を積み立てる場合において、同項第1号の伐採をし、又は譲渡をした面積には、法人が当該事業年度において択伐又は間伐をした林地の面積も含まれるが、この択伐又は間伐をした林地の面積は、次の算式により計算する。</u></p> <p>(算式)</p> <p style="padding-left: 40px;">択伐又は間伐をした区域の面積 × 択伐率又は間伐率</p> <p>(注) 上記の算式の「択伐率又は間伐率」とは、択伐又は間伐区域の立木材積に対する択伐又は間伐をする立木材積の割合をいう。</p> <p>(分収造林契約の当事者における積立て)</p> <p><u>56の3 - 2 分収造林契約の各当事者は、いずれも措置法第56条の3第1項に規定する森林所有者に該当するものとして取り扱う。この場合において、各当事者における同項第1号の金額は、当該契約の目的となった山林につき同号により計算した金額に当該契約において定められた分収割合を乗じた金額による。</u></p> <p>(造林を行った事業年度)</p> <p><u>56の3 - 3 措置法第56条の3第3項に規定する「造林を行った事業年度」とは、同法第50条第1項に規定する植林費についてはその支出をした事業年度とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(造林を行った場合の計画造林準備金の取崩額)</p> <p><u>56の3 - 4 計画造林準備金を積み立てている法人が、造林を行った事業年度において措置法第56条の3第3項の規定により益金の額に算入すべき金額は、措置法第50条の規定の適用を受けると否とにかかわらず、当該事業年度において支出した同条第1項に規定する植林費の金額の100分の30に相当する金額となることに留意する。</u></p>